

新座市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新座市国民健康保険条例（昭和34年新座市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。次項並びに附則第5項及び第6項において同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。附則第5項、第6項及び第8項において同じ。）</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病見舞金）</p> <p>8 事業所得（所得税法第27条第1項に規定する事業所得をいう。）を生ずべき事業を営む被保険者が<u>新型コロナウイルス感染症に感染したときは、傷病見舞金を支給する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。次項並びに附則第5項及び第6項において同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。</u>）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病見舞金）</p> <p>8 事業所得（所得税法第27条第1項に規定する事業所得をいう。）を生ずべき事業を営む被保険者が<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したときは、傷病見舞金を支給する。</u></p>

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年5月27日提出

新座市長 並 木 傑

#### 提 案 理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。